

# 婦人労働に関する一考察

—主婦の再就職の一形態としてのパートタイム労働について—

福川須美

はじめに

「この十年、名目所得は倍増し、その数は一千万人の大台にのった。未婚中心だった婦人雇用もついに既婚者が半数を占め、七〇年代のウーマンパワーはミセス時代となりそうである。これに一役かったのがパートタイマーだ。」これは三年前の朝日新聞の家庭欄の一節である。実質所得の方は倍増しないようだが、婦人労働に関する限り、パートタイム労働はまさに一九七〇年代の婦人労働問題のなかで、ますます重要性を帯びつつある。本稿では主婦の再就職の一形態としてのパートタイム労働問題について、最近あいついで刊行された調査資料に基きながら考察してみようと思う。

注(1)朝日新聞、一九六九年二月一八日付 朝刊

## 一、主婦労働者の増加

第1表 雇用者数の推移

(単位 万人)

| 年    | 計     | 男     | 女     | 雇用者総数中女子の占める比率 |
|------|-------|-------|-------|----------------|
| 1956 | 1,823 | 1,284 | 539   | 29.6           |
| 1961 | 2,379 | 1,641 | 738   | 31.0           |
| 1965 | 2,783 | 1,911 | 873   | 31.4           |
| 1970 | 3,306 | 2,210 | 1,096 | 33.2           |
| 1971 | 3,406 | 2,290 | 1,116 | 32.8           |

(資料)「労働力調査」総理府統計局

第2表 職業別・年齢階層別女子雇用者

| 職業                   | 年    | 総数<br>(万人)   | 15~19歳<br>(%) | 20~29歳<br>(%) | 30~39歳<br>(%) | 40歳以上<br>(%) |
|----------------------|------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 総数                   | 1960 | 100.0( 711)  | 25.3          | 40.3          | 16.3          | 18.2         |
|                      | 1970 | 100.0(1,085) | 13.0          | 39.8          | 17.4          | 29.8         |
| 事務従事者                | 1960 | 100.0( 162)  | 21.3          | 55.3          | 15.4          | 8.0          |
|                      | 1970 | 100.0( 334)  | 12.5          | 57.4          | 14.8          | 15.2         |
| 販売従事者                | 1960 | 100.0( 64)   | 27.7          | 40.1          | 12.2          | 19.9         |
|                      | 1970 | 100.0( 117)  | 13.3          | 40.2          | 16.0          | 30.5         |
| 技能工, 生産工程作業者および単純労働者 | 1960 | 100.0( 253)  | 31.9          | 32.2          | 14.5          | 21.4         |
|                      | 1970 | 100.0( 333)  | 15.5          | 26.0          | 19.6          | 38.8         |
| サービス職業従事者            | 1960 | 100.0( 124)  | 24.6          | 37.2          | 15.7          | 22.6         |
|                      | 1970 | 100.0( 149)  | 11.2          | 29.1          | 17.5          | 42.2         |

(資料)「国勢調査」総理府

注) 1. 主要な職業をとりあげたので, その他の職業は省略してある。

2. 1960年のサービス業従事者には保安職業従事者(4,900人)を含む。

3. 各年10月1日現在の状態であるから, 雇用者総数などが, 他の表と若干異っている。

第3表 配偶関係別女子非農林業雇用者の構成比

|      | 総数<br>(万人) | 有配偶<br>(%) | 未婚<br>(%) | 死・離別<br>(%) |
|------|------------|------------|-----------|-------------|
| 1960 | 693        | 24.2       | 63.2      | 12.5        |
| 1965 | 860        | 34.9       | 54.2      | 10.9        |
| 1967 | 989        | 38.2       | 51.4      | 10.4        |
| 1969 | 1,038      | 40.2       | 49.5      | 10.3        |
| 1971 | 1,109      | 43.2       | 46.3      | 10.5        |

(資料)「労働力調査」総理府統計局

総理府の労働力調査資料によれば、一九七一年の雇用者総数三四〇六万人中、女子は一一一六万人、三二・八パーセントを占めている。これは約十年前の一九六一年に比べて三三〇万人の増加であり、男子雇用者の増加率を上まわっている。(第一表参照)

女子雇用者を年齢階層別にみると、一五歳から一九歳の層が進学率の上昇などの要因によって減少傾向を続けているほかは、全体的に増加傾向を示している。なかでも増加率の大きいのは四〇歳以上五四歳未満層で、いわゆる中高年齢層の増大が顕著である。(第二表参照)

中高年齢層の増大は当然有配偶者<sup>(1)</sup>いわゆる主婦の就労増加ということになる。第三表に明らかなように一九六〇年には女子雇用者全体の約二四パーセントにすぎなかった有配偶者は一九七一年には四三パーセントを占め、夫と死別または離別した層を合計すれば、冒頭の記事のとおり実に女子雇用者全体の五三・七パーセントに達する。

第二表にもどって職業別にみれば、一九六〇年から一九七〇年の十年間に女子雇用者が目立って増加したのは事務員(一七二万人増)、生産労働者(八〇万人増)、販売員(五三万人増)で、事務員数と生産労働者数はこの十年間に完全に接近した。

これは生産部門における合理化の進展と第三次産業の発展にともなう事務部門の拡張が背景にあると考えられる。そして、高卒女子を中心とする若年層が事務部門に集中する一方、生産部門やサービス業には、中卒女子にかわって中高年女子が異常な速度で増加している。この結果、女子雇用者の平均年齢は一九七〇年に三〇歳を越え、七一年には三〇・

八歳(男子三四・八歳)となった。また平均勤続年数は七一年で四・五年(男子八・九年)で毎年わずかづつではあるが着実に伸びている。<sup>(1)</sup>

以上が女子雇用者の増加傾向と構成上の変化についての素描であるが、これには次の二つの特徴的な婦人労働者のパターンが考えられる。

第一に、結婚・出産期を迎える年齢層のわずかづつではあるが着実な増加と勤続年数の同様の伸びは、未婚時代から結婚・出産後も仕事を継続する長期勤続型を示している。第二は四〇歳以上の主婦を中心とする再就職型である。

第一の型は、結婚退職制<sup>(2)</sup>、女子若年定年制<sup>(3)</sup>、出産・結婚時退職金優遇措置、夫婦同居の不可能な配置転換など、一連の定着阻止対策が民間企業を中心として採用されつづけてきたにもかかわらず、着実に増えている。この型は家事労働、育児、老人の世話などの「家庭」「職業」の両立の問題を抱えながら、それらを解決する方向を模索しつつ現代の新しい家庭像を創出している層である。<sup>(4)</sup>

第二の型は一九六〇年代後半から急テンポで増加しはじめたパートタイマーと呼ばれる労働者を多量に含む層である。パートタイマーは生産部門における若年労働力不足をきつかけにして、大企業を中心に普及しはじめたといわれる、主婦を中心とする労働者層である。一九六五年の労働省調査によれば、製造業では一〇パーセントの事業所が女子のパートタイマー(この場合は労働時間週三五時間未満の者)を雇用しており、パートタイマーは食品、電気機器、繊維、衣服その他の製造業に集中的に存在していた。第四表にみるように東京都労働局による調査結

第4表 パートタイマー採用事業所数（初めてパートタイマーを採用した年）

%

|           | 製 造 業     |           |       | 卸・小 売 業  |          |       | サ ー ビ ス 業 |          |      | 合 計   |
|-----------|-----------|-----------|-------|----------|----------|-------|-----------|----------|------|-------|
|           | 299 人 以 下 | 300 人 以 上 | 計     | 49 人 以 下 | 50 人 以 上 | 計     | 49 人 以 下  | 50 人 以 上 | 計    |       |
| 1962年以前   | 16.2      | 22.2      | 17.8  | 10.7     | 32.0     | 18.9  | 13.6      | 44.5     | 27.5 | 19.5  |
| 1963～1964 | 19.2      | 38.8      | 24.4  | 16.0     | 32.0     | 22.2  | 18.2      | 16.7     | 17.5 | 22.6  |
| 1965～1966 | 29.3      | 16.6      | 25.9  | 24.0     | 8.5      | 18.0  | 27.2      | 11.1     | 20.0 | 21.9  |
| 1966年以後   | 35.4      | 12.2      | 31.8  | 49.5     | 27.6     | 41.0  | 40.8      | 27.8     | 35.0 | 36.0  |
| 計（実数）     | (99)      | (36)      | (135) | (75)     | (47)     | (122) | (22)      | (18)     | (40) | (297) |

（資料）「昭和45年パートタイム労働の実情」東京都労働局

第5表 女子パートタイマーを雇用している事業所（昭和45年）

%

| 産 業       | 規 模 計 | 500 人 以 上 | 100 ～ 499 人 | 30 ～ 99 人 |
|-----------|-------|-----------|-------------|-----------|
| 計         | 28.8  | 50.5      | 36.9        | 24.7      |
| 製 造 業     | 34.4  | 55.5      | 44.3        | 29.3      |
| 卸 売・小 売 業 | 28.1  | 53.7      | 38.3        | 25.3      |
| 金 融 保 險 業 | 17.2  | 30.8      | 9.4         | 17.6      |
| 運 輸 通 信 業 | 15.8  | 28.4      | 20.2        | 11.8      |
| 医 療 業     | 40.0  | 71.4      | 60.3        | 28.6      |

（資料）「女子パートタイム雇用調査」労働省

果(一九七〇年)<sup>(5)</sup>では初めてパートタイマーを採用した時期について、一九六二年以後と答えた事業所が製造業で三割を越え、卸・小売業では四割以上、サービス業では三割半となっており、最近になるほど採用開始事業所も増加している。

事業所の規模別にみると、東京都では一九六〇年代前半にまず大企業(6)が、その後後半に入ると中小企業がパートタイム採用に踏み切っている。

こうして、一九七〇年現在、労働省婦人少年局の資料によれば三割近い事業所がパートタイマーを雇用しており五〇〇人以上を雇用する企業では半数以上がパートタイマーを雇用しているのである。(第五表参照)  
従って女子雇用者中のパートタイマーの割合も増加し、一九七一年現在非農林業女子雇用者の一二・九パーセント(一四三万人)を占め、前年の一割増加、最近五年間に二九万人増え、増加率では非農林業女子雇用者総数の率を大きく上まわっている。(第六表参照)

パートタイマー的な就労形態は都市地域のみならず、農家の主婦層にも広がっている。北海道をのぞく全国一〇〇〇カ所の農家の主婦二〇〇〇人を対象としておこなわれた調査(労働省婦人少年局一九六七年、一九六八年)によれば過去一年間に自分の家の農業以外に収入のある仕事をしたものは全体の四七パーセントにのぼり、とくに近畿と中国にこの比率が高い。農事以外の仕事をしている主婦のうちもつとも多いのはパートタイマー的な臨時勤務で三六パーセント、つづいて内職二〇パーセントとなっている。<sup>(6)</sup>

主婦の就業希望としても「短時間で雇われたい」希望者は多い。第七表のようにすなわち現在女子無業者(家事従事者および通学者)中約三割強にあたる七〇六万人が就業を希望しており、その三六・四パーセントは「短時間で雇われたいと望んでいる。最近の傾向として、主婦層の内職からパートタイム労働へ」という変化が指摘されているが、内職希望者もまだまだ多く、現在では両者はほぼ同数の希望者を維持している。<sup>(7)</sup>

婦人労働者には右記のような三つの型のほかに、自営業の家族従業員として働く主婦(農家、商店その他)が存在する。(この層は農家戸数の減少に伴い、減少傾向にある。)しかし本稿においては主婦再就職の一形態として注目を浴び、今後増加が予想され、しかも制度的には多くの未解決の問題を含んでいるパートタイム労働に焦点をあわせたいと思う。

注(1) 婦人労働の動向についての資料は『婦人労働の実情』各年労働省婦人少年局編などがある。

(2) 結婚退職制に関して争われた往友セメント労組の裁判に対して一九六六年二月二〇日わが国で始めて結婚退職制は無効という憲法判断を含んだ判決(東京地裁)が下された。

(3) 女子若年定年制に関しては『労働法律旬報』七六九号、七七〇号、別冊七一〇号を参照

(4) 布施晶子、「都市家族の内部構造の変容に関する一考察」『社会学評論』六八号

(5) 一九六七年『昭和四五年パートタイム労働の実情』東京都労働局、一九七〇年三月

(6) 堀江正規、『日本の貧困地帯』下巻、岩波書店、一九七〇年、一五三頁—一五四頁参照。

(7) 内職従事者についての最近の動向について記しておこう。「工場内部における女子を中心とする労働力再編成と密接にからみあう動きが、同じ生産部門ではあるが工場外部で生じている。その典型は繊維製品加工の家庭内職である。すなわち既製服や下着類の量産化にともなう量産できない簡単な縫製工程や、まとめや刺しゅうの手作業工程における必要労働量の増加が、特別の技能をもたない家庭の主婦を資本の外業部として大々的に内職に従事させる条件を生み出したのである。

昭和三〇年から四〇年にかけて繊維製品の生産にたざさわる女子の工場労働者は一六万人増加している。だが同時にその多くが内職と推定される自営業主および家族従業員も、それぞれ一五万、四万人ずつ増加している。「広田寿子、「進出する女子労働者」『エコノミスト』臨時増刊、一九六七年秋季別冊号、毎日新聞社

## 二、主婦の再就職増加の背景

前節で明らかなごとく、主婦は続々と労働市場に進出しつつあるわけだが、その背景について、まず主婦の属する家庭の経済状態から、次に雇用政策の面から考察することにする。

主婦の側に立てば、就労の直接的・経済的理由はまず第一に家計に存するといつてよい。主婦の就労はわが国のみではなく世界的な現象であり、第二次大戦後各国で認められ、それに関する調査研究も盛んに行われてきたのであるが、それらの諸研究によっても主婦の就労働機（1）の第一は金銭的収入を得ることであると確認されている。もちろん、中産階級の主婦の一部にみられるように、リースマンの指摘する「孤独感」から

第6表 女子パートタイマーを雇用している事業所における女子雇用者中に占めるパートタイマーの割合(%) (昭和45年)

| 産 業       | 規 模 計 | 500 人 以 上 | 100 ~ 499 人 | 30 ~ 99 人 |
|-----------|-------|-----------|-------------|-----------|
| 計         | 12.4  | 9.1       | 13.3        | 17.8      |
| 製 造 業     | 14.4  | 10.2      | 17.7        | 19.8      |
| 卸 売・小 売 業 | 12.4  | 8.5       | 9.5         | 20.1      |
| 金 融 保 険 業 | 4.8   | 2.1       | 4.5         | 9.3       |
| 運 輸 通 信 業 | 9.0   | 6.9       | 8.1         | 21.7      |
| 医 療 業     | 4.9   | 2.7       | 5.4         | 4.8       |

(資料) 「女子パートタイム雇用調査」労働省

の脱出や、ガブロン<sup>(2)</sup>の調査にみられた「主婦以外の何者かになりたい」という、いわば精神的な解放欲求がないわけではない。クレインの調査は家族の収入階層が高いほどこの種の動機が複合される度合いも増大することを示している。

さて、わが国の場合、総理府の家計調査（一九七一年）によると、一ヶ月の収入が八万円以下の世帯の家計は赤字であるという。一方、一九七〇年の賃金センサスは全労働者の半数近くが毎月五万円以下の賃金しか受け取っていないことを示している。<sup>(3)</sup>

このような状態を反映して第八表にみるとおり主婦の就労働機は「生活を支える」「生活費の足しにする」「子供の学資にする」「老後のための貯金」「住宅の修理・購入のため」などとなっている。かくて世帯員数の減少傾向にもかかわらず、世帯の有業人員数は増加傾向にあり、世帯総収入中には一〇パーセント以上の世帯主以外の勤労収入（妻およびその他の世帯員の収入である）が含まれるという事態が生じているのである。<sup>(4)</sup> しかも四〇歳前後は家族のライフサイクル上においても子供の教育費その他、支出の増大する時期に該当するのであって、主婦の再就職増加が四〇歳以上の層に多くなる理由の一面を形成しているといえよう。

家計支出の増大を促進する要因はまだある。現代は周知のように大衆消費、大量消費の時代といわれるが、数えあげれば切りがないほど多種多様の耐久消費財が商品として市場に出まわり、月賦販売など、あの手この手で購入欲を刺激している。これらのうちいくつかの耐久消費財は

既に九割近い普及率を示し、そのことはともすれば貧困段階を脱した消費行動とみなされ、現代の窮乏感はこのような欲望と現実の消費水準のアンバランスから生じる欠乏感、不満感と同一視されがちである。だが、耐久消費財の消費増加はむしろ家計支出を不当に膨張させ、基本的な生活水準維持のための支出、たとえば食費などを圧迫しているのではないだろうか。<sup>(5)</sup>

また、家事労働を機械化し、合理化する家庭電化製品は確かに主婦の家事労働時間を短縮したが、同時にそれらは商品として購入されるものであるから、そのためにも主婦は収入を得なければならないという皮肉な事態も生じる。

主婦の再就職を可能にした条件としては、家族規模の減少がしばしば指摘される。たしかに出生率は減少し、祖父母と同居する三世大家族も減少した。<sup>(6)</sup> すなわち女性のライフサイクルにおいて育児期間の占める比重が減少したのである。（出生率の減少の背景には、子女養育費負担の重荷があり、賃金の家族手当制度に限界があり、社会保障制度として児童手当制度が確立されない限り養育児童数は減少せざるを得ないだろう。）

だが家族員数の縮小は次のような事態をも引き起こす。かつては世帯員の多就業と寄合世帯的な生活に依存することによって一定の生活水準を維持することが可能であったが、核家族では世帯主が病気や災害、事故などで稼働能力を失うと、未婚の子女を除けばその妻以外に家計を支える者は存在しない。（わが国の場合、社会保障の不充足さがこれに拍

車をかけることになる。そのうえ、子供が成長し、経済的に独立した際にも兄弟姉妹が少数であるため、子の両親扶養負担は重くならざるをえない。

家族員数が減少して主婦の生涯とくに四〇歳以後に余裕が生じたことは事実だが家族そのものの構造機能は著しく不安定になったことにも注意しなければならぬ。主婦の再就職の形態としてパートタイムや内職が多い原因には、主婦の職業訓練や職業教育の立ち遅れがある。学歴は向上しつつあるが、生涯仕事を続ける意欲をかきたてるような専門的技術や知識を身につけた女性はまだ少数である。そこで資格や技術を問われずだれでもが短期間で覚えられる単純作業の多いパートタイムや内職が主婦の再就職の分野とならざるをえない。

次に雇用政策の展開を述べよう。一九六三年の経済審議会の答申「経済発展における人的能力開発の課題と対策」には若年労働力に代わるものとして「パートタイム制度の活用」が挙げられた。これを受けて、東京商工会議所は一九六八年「主婦労働力の雇用促進に関する政府への要望と企業、主婦への提言」を発表し、内職・パートタイム制度を主婦労働力の活用対策として有効かつ適切なものとして提案した。翌六九年には経済審議会労働力研究委員会によって「労働力需給の展望と政策の方向」が打ち出され、家庭婦人の労働力活用の重要性が再び強調された。労働省婦人少年局ではいっそう具体的に、一九六七年以来「女子パートタイム雇用に関する専門家会議」を開催して検討を重ね、パートタイム雇用の保護と労働条件の向上、パートタイムの雇用制度の整備をはかり、

パートタイム雇用の近代化を目ざす、という方向を明きらかにした。さらに今年に入って「勤労婦人福祉法」が国会を通過した。その主旨は働く婦人が次代をになう者の生育について重大な役割を負うという前提に立ち、職業生活と家庭生活を調和させ、母性を尊重されつつ、能力を発揮して有効に職業生活が営めるようにするためとなっている。そしてその具体的実現のために使用者および国、地方公共団体に一定の施策を要求しているが、そのほとんどは現在のところ努力目標にとどまっている。

以上、雇用政策は家庭の主婦の労働力の積極的な利用を一貫して追究していることが明きらかであるが、その際、第一節で述べた第一の型Ⅱ長期勤続型としての主婦労働者を期待しているのではなく、専ら第二、第三のパートタイムや内職という再就職型を奨励していることに注意すべきである。

パートタイム労働の増加にはもちろんこの十年間になしとげられた高度の技術革新による労働内容の変化が底流に存在している。一般作業工程のコンベアシステム化、高度機械化からくる単純作業化、コンピュータ導入や事務機械化による一般事務の定型化などによって、労働の内容は著しく細分化され、単純化され、かつ作業量の激増もたらされた。このような分野は時間単位の労働が可能であり、主婦労働力によって代替可能かつふさわしい分野として主婦のパートタイム採用に対する積極的姿勢が普及したのである。

注(一)代表的なものとして次のようなものが挙げられる。



Myrdal, A., and Klein, V., *Women's Two Roles*, 1956大和チドリ・桑原洋子訳『家庭と職業』ミネルヴァ書房、一九六八年

*Women Workers in a Changing World*, ed. by I. L. O., 1963

Klein, V., *Employing Married Women*, 1961, London, Nye, I.,

and Hoffman, L. W., *Employed Mother in America*, 1963, New

York

(2) Gavron, H., *The Captive Wife*, 1966, London 尾上孝子訳『妻は囚われているか』岩波書店、一九七〇年

(3) Klein, V., *Working Wives*, 1957, London, p. 25

(4) 全国勤労者世帯の家計収入の特徴として、『国民生活白書』は「三八年から四三年の間に世帯分化によって世帯員数は四・一九人から三・九六人へと〇・二三人減少した。これは主として妻以外の稼得世帯員が独立して生計を営むようになったためとみとめられるがそれにもかかわらず、その間の有業者数は減少をみせず、有業率としてはむしろ高まっている。すなわち有業者数からみても、これまで働いていた世帯員収入分を主婦の勤労収入や世帯主を含めての内職収入、事業収入によってカバーしていることが推定される」として、一九六八年における「妻の勤め先収入」が前年より二一・二パーセント増加したことを指摘している。(5) 食費を犠牲にして、他の必要な費目に支出するために起る「エンゲル係数の停止現象」が指摘されている。丸岡秀子、『物価と家計簿』岩波書店。

(6) 祖父母との同居家族の減少は住宅政策にも負うところ大である。一九五五年以降、住宅公団建設の団地入居が開始されるがその間取りは2DKなどといわれる小家族向けとしか考えられない広さであった。現代日本の家族の動向については『法律時報』四六二号、一九六七年「特集・現代の家と家族」の各論文参照

### 三、パートタイム労働の実情

世界的にもパートタイム労働に関する関心は高まっているが、経済協力開発機構(OECD)の労働力社会問題委員会の行った国際的な調査報告<sup>(1)</sup>によれば、パートタイム雇用に次の二つの類型を認めている。

(1) その仕事の性質上、限られた時間で行われる仕事。例えば、事務所、商店の清掃、工場、学校の食堂での仕事、劇場・映画館の携帯品預り所、案内人、学童の登校時の交通係。商店やレストランの繁忙時の手伝い。これらは仕事の性質上短時間である。

(2) 人手不足という事態に基くもので、通常はフルタイムで行なわれるようないろいろな仕事にパートタイマーが組み入れられる場合。例えば看護婦、教職、医療、社会事業、研究、電子計算機のプログラムなどの専門的職業における熟練労働者。速記タイピスト、電話交換手、帳簿係などの事務関係。個人家庭の家事労働、製造業など、その職業は広範囲にわたっている。

また、パートタイマーの労働条件に関しては、(1)勤務線表はまちまちで、米国では週三五時間以下、英国をはじめ他のヨーロッパ諸国では三〇時間以下の労働が「パートタイム」と定義されている。(2)必ずしもすべての社会保障規定が適用されているわけではない。(例えば失業保険が支給されていない国が多い)(3)雇用が不安定なこと。昇進の望みがほとんどないこと、等々が指摘されている。パートタイマーは国際的にも問題の多い雇用形態であることがわかる。

わが国の場合は、さらにこれらに加えて日本的な特色ともいべき特徴があり、より複雑である。

まず労働時間についてであるが、労働省婦人少年局のパートタイム規定は「短時間就業者」で、週三五時間未満を採用している。一九七〇年

第7表 女子無業者の希望する仕事の種類

|      | 就職希望者<br>数 | 短時間勤務<br>で雇われた<br>い | 普通勤務で<br>雇われたい | 自宅で内職<br>をしたい | 自分で事業<br>をしたい | 自家営業を<br>手伝いたい | その他 |
|------|------------|---------------------|----------------|---------------|---------------|----------------|-----|
|      | (万人)       | (%)                 | (%)            | (%)           | (%)           | (%)            | (%) |
| 1968 | 646        | 30.4                | 11.3           | 42.8          | 3.6           | 5.0            | 6.9 |
| 1971 | 706        | 36.4                | 11.0           | 37.0          | 4.4           | 4.6            | 6.6 |

(資料) 「就業構造基本調査」総理府

第8表 配偶関係別就業理由

| 理 由         | 配偶関係 |      |      |      |      |
|-------------|------|------|------|------|------|
|             | 計    | 有 夫  | 離 別  | 死 別  | 不 明  |
| 生活を支えている    | 29.7 | 19.6 | 78.0 | 80.1 | 15.9 |
| 生活費の足しにする   | 54.2 | 62.5 | 14.9 | 13.7 | 49.7 |
| 買いたいものがある   | 9.5  | 11.0 | 6.6  | 1.2  | —    |
| 住宅の修理・購入    | 12.0 | 13.8 | 1.7  | 4.1  | 15.6 |
| 子どもの学費にする   | 21.7 | 23.6 | 19.6 | 8.1  | 49.6 |
| 老後のための貯金    | 13.0 | 13.2 | 13.4 | 11.5 | 10.5 |
| 旅行・レジャーのため  | 5.4  | 6.0  | 4.1  | 1.7  | 2.6  |
| 自分のこづかいにする  | 7.9  | 8.8  | 4.3  | 3.1  | 18.2 |
| 仕事がおもしろい    | 7.6  | 8.5  | 4.6  | 3.1  | 10.5 |
| 知識・技能がいかせる  | 7.5  | 8.3  | 3.0  | 2.4  | 31.2 |
| やめると再就職困難   | 4.8  | 5.2  | 3.5  | 2.4  | 15.8 |
| うちにこもってたくない | 19.1 | 21.7 | 6.2  | 5.7  | 34.6 |
| その他         | 3.2  | 3.4  | 1.3  | 2.6  | 2.6  |

(注) 多答のため計100%を越える。

(資料) 「既婚女子労働者に関する調査」昭和41年、労働省婦人少年局

に東京都労働局が行った調査報告によれば、「パートタイマーと呼ばれている労働者の労働時間が極めて多様であり、労働時間面を通してパートタイマーと呼ばれているものを特徴づけることは必ずしも容易ではない。」とされている。すなわち一般従業員の実労働時間と同程度勤務するパートタイマーがいると答えたものが四〇パーセントも存在しているからである。「製造業においてはそれが中小規模四五・二パーセント、大規模の場合は五八・五パーセントの高率を占め」、「大規模の卸・小売業においても四九パーセントを示すなど、パートタイマーといわれるものが実労働時間に関して、一般従業員と区別しえない場合は決して少ないのであり、かかる場合には、パートタイマーは単に特定従業員の呼称に止まり、それに伴う実体を備えていないことになる。」と調査者自身が語っている。実際の所定労働時間は第九表にみるように六時間から八時間の層が最も多い。<sup>(2)</sup>

しかも残業をするパートタイマーが全体で三〇パーセント以上存在している点はまさに日本的な特徴といえよう。(第一〇表参照)

賃金の面については同調査によると、九〇パーセントの事業所が時間給制を採用しており金額は最低がサービス業(五〇人以下)の一・二九円、最高は同じ規模のサービス業の一八七円である。卸・小売業が平均一四八円、サービス業一四七円、製造業一四二円となっている。東京都の場合に比べてほぼ全国的な調査といえる総評主婦の会の一九六九年度調査(五二二名対象)によると、パートの平均時間給一二円三一銭、一日平均六時間、月に二一日働いての額は一万二八六三円となっている。

これらの賃金を常用男子労働者の時間給と比べると約三割強、常用婦人労働者の六割強にすぎず、内職賃金よりは四割がた高い賃金になるとい<sup>(3)</sup>う。

東京都の場合の調査では、パートタイマーの収入と家計の関係は次のようになっていている。自己の収入を含めた家計についての意見であるが「月々赤字がでる」と答えたものは四パーセントで、夫の収入だけでは赤字がでると答えた場合に比べ一四パーセント減少している。「何とかやっつけていける」と答えたものは三三パーセントで同じく二二パーセント減少している。「生活の心配なし」が三九パーセント、「ゆとりある生活ができる」と答えたものが二四パーセント、あわせて六三パーセントとなる。夫の収入だけの場合の「生活の心配なし」の二七パーセントにくらべると三六パーセント増加していることになる。

勤続期間は第一一表のとおり平均で一年以上二年未満が二九・三パーセントと最も多く、次いで六ヶ月以上一年未満と一年以上四年未満がいずれも二二パーセント、二ヶ月以上六ヶ月未満が二〇・一パーセント、二ヶ月未満は少なく三・七パーセントである。また四年以上勤続のパートタイマーが二・九パーセント存在し、最長勤続者の勤続期間は二年以上四年未満の層が最も多く四〇・五パーセントを占める。しかし六年以上勤続者が存在する企業が二〇パーセント以上というように、パートタイマーの勤続期間の長期化傾向が指摘できる。

地位・身分に関してはパートタイマーが常用労働者であるか、臨時労働者であるかは具体的なケースによりバラバラである。前記労働者省婦人

第9表 推 定 労 働 時 間 ( )内は実数=事業所数

|           |     | 労 働 時 間    | 合 計                      |
|-----------|-----|------------|--------------------------|
| 働く時間は全員同じ |     | 4時間未満      | 2.8 ( 2)                 |
|           |     | 4～6時間未満    | 31.0 ( 22)               |
|           |     | 6～8        | 54.9 ( 39)               |
|           |     | 8時間        | 11.3 ( 8)                |
|           |     | 8時間以上<br>計 | — ( —)<br>100.0 ( 71)    |
| 殆んど同じ     |     | 4時間未満      | 5.3 ( 4)                 |
|           |     | 4～6時間未満    | 22.7 ( 17)               |
|           |     | 6～8        | 60.0 ( 45)               |
|           |     | 8時間時       | 8.0 ( 6)                 |
|           |     | 8時間以上<br>計 | 4.0 ( 3)<br>100.0 ( 75)  |
| 人によって違う   | 長い人 | 4時間未満      | 0.6 ( 1)                 |
|           |     | 4～6時間未満    | 8.5 ( 13)                |
|           |     | 6～8        | 46.0 ( 70)               |
|           |     | 8時間        | 34.9 ( 53)               |
|           |     | 8時間以上<br>計 | 9.9 ( 15)<br>100.0 (152) |
|           | 短い人 | 4時間未満      | 32.9 ( 47)               |
|           |     | 4～6時間未満    | 43.4 ( 62)               |
|           |     | 6～8        | 23.8 ( 34)               |
|           |     | 8時間        | — ( —)                   |
|           |     | 8時間以上<br>計 | — ( —)<br>100.0 (143)    |

(資料)「昭和45年パートタイム労働の実情」東京都労働局

第10表 残業の有無および残業手当支給状況

% ( )内は実数

|                | 製 造 業          |                |                | 卸・小 売 業       |                |                | サ ー ビ ス 業     |                |                | 合 計              |
|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|------------------|
|                | 299人<br>以下     | 300人<br>以上     | 計              | 49人<br>以下     | 50人<br>以上      | 計              | 49人<br>以下     | 50人<br>以上      | 計              |                  |
| 残業の有無          |                |                |                |               |                |                |               |                |                |                  |
| あ り            | 33.3           | 26.1           | 27.5           | 41.0          | 46.5           | 45.2           | 46.7          | 45.0           | 45.2           | 33.4             |
| な し            | 65.0           | 72.5           | 71.0           | 57.7          | 52.3           | 53.6           | 46.7          | 53.3           | 52.6           | 65.1             |
| わ か ら な い      | 1.6            | 1.5            | 1.5            | 1.3           | 1.1            | 1.2            | 6.6           | 1.7            | 2.2            | 1.5              |
| 計              | 100.0<br>(183) | 100.0<br>(752) | 100.0<br>(935) | 100.0<br>(78) | 100.0<br>(258) | 100.0<br>(336) | 100.0<br>(15) | 100.0<br>(120) | 100.0<br>(135) | 100.0<br>(1,406) |
| 残業手当支給状況       |                |                |                |               |                |                |               |                |                |                  |
| 支払われない         | 1.7            | 2.1            | 2.0            | 9.7           | 9.3            | 9.4            | —             | 3.8            | 3.3            | 4.5              |
| 普通の1時間当りで支払われる | 50.0           | 54.1           | 53.2           | 70.9          | 69.5           | 69.8           | 57.1          | 86.8           | 83.3           | 62.4             |
| 割増賃金が支払われる     | 46.7           | 39.7           | 41.3           | 16.1          | 16.1           | 16.1           | 28.6          | 5.7            | 8.3            | 28.9             |
| わからない          | 1.7            | 4.1            | 3.5            | 3.2           | 5.1            | 4.7            | 14.3          | 3.8            | 5.0            | 4.1              |
| 計              | 100.0<br>(60)  | 100.0<br>(194) | 100.0<br>(254) | 100.0<br>(31) | 100.0<br>(118) | 100.0<br>(149) | 100.0<br>(7)  | 100.0<br>(53)  | 100.0<br>(60)  | 100.0<br>(463)   |

(資料)「昭和45年パートタイム労働の実情」東京都労働局

少年局の資料によつてもパートタイマーの身分構成は常用四三パーセント、臨時工四四・八パーセント、日雇い一八・八パーセントとなつてゐる。

しかし勤続年数から判断して臨時的性格が認められないにもかかわらず「臨時」であるを意識しているパートタイマーの存在は注意を喚起する。(第一二表参照)以上、勤務時間、賃金、勤続年数、地位、身分などの実情を主として東京都の資料によりながら述べたわけであるが、わが国のパートタイマーの置かれている状態は非常に劣悪といわざるをえない。若年労働力にかわつて就労しながら賃金などは若年労働者よりも相対的に低いとさえいわれており、日本の労働者層の下層を新しく形成しつつあるのがパートタイマーであるといつてさしつかえないのではなからうか。では最後に節をあらためてわが国のパートタイム労働にあらわれた労働問題に触れておきたいと思う。

注(一) Klein, V., Women Workers, working hours and services, 1965

O.E.C.D. 遠藤正介訳『世界の婦人労働』労務行政研究所刊、一九六七年、一〇六頁

(二) 労働省婦人少年局編『パートタイム雇用の実情』(一九六六年)によれば、所定労働時間は六時間から七時間が四四パーセント、七時間以上が二一・八パーセントとやや低目になっている。

(三) 高橋菊江、「パートで働く婦人たち」『経済』七一号、一九七〇年、三六頁

#### 四、パートタイム労働の最近の傾向と問題点

パートタイム労働の最近の傾向としてはまず第一にパートタイム労働

が恒常的、基幹的労働として定着しつつあることであろう。例えば弱電機メーカーとして有名なソニーの厚木工場では一九六九年四月現在、同工場の四〇〇名中三分の一以上がパートタイム労働者であり、補助単純作業が多いが、本工のしている量産製品の組み立てや配線作業にも加わり、コンベアに入っている者もある。工作機械業の大手企業である日立精機、牧野フライス、大陽鉄工、豊田工機などは婦人のパートタイマーに簡単なボール盤から旋盤作業まで受けもたせている。<sup>(1)</sup>

「日立精機では七五人の農家の主婦を旋盤工として養成し、ういた男子旋盤工は夜勤やさらに高度な機械にまわしている。」<sup>(2)</sup>

繊維産業においても主婦労働者の基幹労働力としての活用は早くから進んでおり、富士紡では愛知県小坂井工場、静岡県鷲津工場、愛媛県三島工場で主婦パートタイマーのみで操業する分工場をつくつた。

電機産業のアイ電子工業(調布市)、黒沢通信(東京都南多摩稲城町)も従業員全部が女子パートタイマーである。<sup>(3)</sup>

一方、企業側ばかりではなく、労働組合のなかにもパートタイム制を積極的に利用しようという方向もあらわれている。一般的にいって、大部分の労働組合は低賃金、無権利なパートタイマーの雇用に反対の立場をとっているが、全電通労組では、かつての「育児休職制」の実施の後「短時間社員制度」という名でパートタイム制の検討をはじめている。

これは希望によつてフルタイマーからパートタイマーにかわりうる就労

第11表 勤 続 年 数

|              | 製 造 業      |            |       | 卸・小売業 |       |       | サ ー ビ ス 業 |       |       | 合 計     |
|--------------|------------|------------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|---------|
|              | 299人<br>以下 | 300人<br>以上 | 計     | 49人以下 | 50人以上 | 計     | 49人以下     | 50人以上 | 計     |         |
| 3ヶ月未満        | 8.7        | 28.2       | 24.5  | 10.9  | 21.8  | 19.4  | 18.6      | 4.0   | 5.7   | 21.4    |
| 3～6ヶ月未満      | 9.8        | 10.9       | 11.0  | 10.9  | 13.9  | 13.2  | 18.6      | 5.6   | 7.1   | 11.2    |
| 6ヶ月～1年<br>未満 | 18.6       | 26.7       | 25.1  | 21.9  | 15.0  | 16.7  | 12.5      | 14.4  | 14.2  | 22.0    |
| 1～2年未満       | 26.2       | 13.8       | 16.2  | 21.9  | 27.1  | 25.9  | 25.0      | 16.8  | 17.7  | 18.7    |
| 2～5年未満       | 31.2       | 16.5       | 19.3  | 28.0  | 18.8  | 20.9  | 18.6      | 44.8  | 41.8  | 21.9    |
| 5年以上         | 5.5        | 3.5        | 3.9   | 6.0   | 3.4   | 4.0   | 6.3       | 14.4  | 13.5  | 4.9     |
| 計            | 100.0      | 100.0      | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0     | 100.0 | 100.0 | 100.0   |
| 実 数          | (183)      | (769)      | (952) | (82)  | (266) | (348) | (16)      | (125) | (141) | (1,441) |

(資料)「昭和45年パートタイム労働の実情」東京都労働局

第12表 雇用形態—勤続年数別に関する意識 % ( )内は実数

|        | 常用パート | 臨時パート | わからない | 計             |
|--------|-------|-------|-------|---------------|
| 3ヶ月未満  | 58.3  | 22.7  | 19.0  | 100.0 (300)   |
| 3～6ヶ月  | 67.1  | 19.0  | 13.9  | 100.0 (158)   |
| 6ヶ月～1年 | 69.2  | 15.7  | 15.8  | 100.0 (305)   |
| 1年～2年  | 77.7  | 13.5  | 8.6   | 100.0 (260)   |
| 2年～5年  | 82.5  | 8.4   | 9.1   | 100.0 (309)   |
| 5年以上   | 84.1  | 13.0  | 2.9   | 100.0 (69)    |
| 計      | 71.9  | 15.4  | 12.7  | 100.0 (1,041) |

(資料)「昭和45年パートタイム労働の実情」東京都労働局

形態で、身分、賃金はフルタイムと同じ比率とされる。<sup>(4)</sup>

全電通労組の主張がどのような形で実現されるか未知数であり、今後の動向を見まもりたいが、「短時間社員制度」は「育児休職」と同じような性質の問題を内包することになるのではないかと思われる。

企業による主婦労働にもづくパートタイム制の活用は、主婦が母親であるという事実から、婦人労働と保育に関する新しい問題を提起する。例えば先に挙げたソニーの工場や日立武蔵工場では、企業内に「幼稚園」を設置してパートタイムの保育についての要求を満たしている<sup>(5)</sup>が、その他、いわゆる企業内託児施設は次第に増加しており、たとえば埼玉県の場合、「三、四年前にはわずかに三ヶ所ぐらいしかなかったのに、いまは二九カ所もある」(一九七〇年現在の事実) (埼玉県経営者協会調査)という<sup>(9)</sup>。しかし、中小企業の設置した託児施設は幼児にとって危険な施設も多い。しかもこうした施設は児童福祉法の規定する「保育所」ではなく、従って法的規制もうけない、企業内の無認可託児施設である。極く最近になって厚生省はようやく企業内託児所問題を検討し対策を考えようと腰をあげたばかりである<sup>(7)</sup>。

託児施設についての問題として注意したいのは、ソニーの「幼稚園」のように、正規従業員の子弟は入園させないという点である。これは長期勤続型の就労者にとっては企業内保育施設は利用できないということでもあり企業の再就職型歓迎の姿勢をみさらかにしているといえよう。

次に、パートタイムの地位・身分の問題であるが、パートタイムとしての長期勤続者もあらわれており、臨時パートの長期化は当然常用

化の問題をはらんでくると考えられる。この点では、再びソニーの例を挙げれば、八ヶ月継続して働く嘱託身分に切り換えられ、ボーナスの支給、年次有給休暇など若干の条件改善が行われるが他の例でもせいぜい嘱託身分どまりが多い<sup>(8)</sup>。

最後に主婦再就職の一形態としてのパートタイム労働についての長期的展望についてであるがパートタイム制を「一般労働者の労働時間の大幅な短縮によって存在意義のなくなる性質のものである<sup>(9)</sup>。」とする論者も存在するが、フルタイムの場合の現行労働時間か四四時間とすると、短時間就業者の一応の目安とされる週三五時間未満とは約九時間の差がある。歴史的にみて労働時間はそれほど短期間に短縮されてはこなかった。企業側の要求を満足し、かつ主婦の再就職要求をてっとり早く満たしてくれるものとして、パートタイム制度はますます普及すると思われる。当分の間、パートタイム労働は健在であるといつてさしつかえないであろう。

しかし、パートタイム労働には本稿で明きらになったように、様々な部面で未解決の問題を含んでいる。そして、婦人労働の一方の柱である長期勤続型に対して様々な波紋を投げかけずにはおかない。その単的な例は企業内保育所の問題にみられる。さらにパートタイム労働者の増加はその労働条件があまり歓迎できるものではないだけに、新しい低賃金労働者層の定着化として労働者全体の労働条件の低下傾向を助長する要因ともなりうる。パートタイム制度については世界的にも検討が深められているが、わが国においてもいっそうの検討を必要としているので

ある。

注(1) 高橋菊江、前掲論文、三七頁

(2) 総評調査部編『年報、日本の政治、経済、労働分析』一九六八年、二五四頁

(3) 高橋菊江、前掲論文

(4) 神田道子「主婦労働とパートタイマー」、『朝日ジャーナル』一九六六年四月一七日号、九〇頁

(5) 橋本宏子「保育と婦人労働」、『白梅短期大学紀要』八号、三二頁、なおソニー厚木工場や日立武蔵工場の企業内託児施設を「幼稚園」とした理由は「幼児教育の場として幼稚園にしたいのだが、交替制などのために許可されないし、保育園だと福祉的観点がつよく託児所的印象を与えるので、親へのPR上、教育的イメージを押し出してつけた」という。

(6) 「託児所つきに不安あり」朝日新聞一九七〇年二月二十四日夕刊

(7) 同記事によれば「企業内託児所が増し、そこで保育される子どもの数が増えている実情から、厚生省としてもこれ以上目をつぶるわけにいかないと判断、(中略)設備や保育内容を認可保育所なみに引き上げることはムリとしても、最低限これだけはという線を決めて指導する方針で、中央児童福祉審議会にはかっただうえ実施したい」という態度を示している。

(8) 朝日新聞一九六六年二月一六日朝刊の家庭欄「主婦のパートタイマー」より。

(9) 神田道子、前掲論文参照

## むすび

一九七〇年代のウーマンパワーとして一役も二役も買いつつあるパートタイマーは、単なる臨時的、補助的労働者の枠を越え、一部の産業において、まさに恒常的、基幹的労働者となっている。

しかし彼女たちが生産部面で担わされている役割の重さに比して、果してふさわしい処遇を受けているであろうかという問いに対しては、本稿でも明きらかにしたように残念ながら遺憾な答えしか出せないであろう。

また、本稿ではほとんど触れることができなかった問題であるが、欧米型の婦人労働者像として期待を集めているパートタイマーは単に労働条件の問題ばかりではなく、婦人論的視角からの根本的検討を迫る存在であるといえるだろう。

さらにパートタイム労働と産業構造全体、ならびに労働問題一般との関わりについてもいっそうの検討の余地が残されている。それらについては他日を期すことにしたいと思う。